



2021年9月13日

各 位

会社名 株式会社 鳥羽洋行
代表者名 取締役社長 鳥羽重良
(JASDAQ・コード7472)
問合せ先 取締役管理本部長 島津政則
(電話番号 03-3944-4031)

従業員に対する譲渡制限付株式（インセンティブ）としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2021年12月14日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 45,100株
(3) 処分価額	1株につき 2,547円
(4) 処分総額	114,869,700円
(5) 割当予定先	当社の従業員 244名

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年9月15日をもって創業115周年を迎えますことから、株主の皆様と一層の企業価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員244名（以下「対象従業員」といいます。）に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、本年に限り金銭債権合計114,869,700円については本自己株式処分として当社の普通株式45,100株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員の職位に応じ、対象従業員1名につきそれぞれ当社株式を100株（1単元）から500株（5単元）までの範囲で単元株式を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を約5年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2021年12月14日（払込期日）から2026年12月1日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が譲渡制限期間中に当社の従業員の地位を喪失した場合であっても、当該喪失の理由が、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認めるものであることを条件として、当該喪失の日の翌日又は2022年7月1日のいずれか遅い日をもって、当該対象従業員が保有する本割当株式の譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、上記(2)に定める譲渡制限の解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

ただし、上記にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日が2022年6月30日以前であるときは、当社は、本割当株式の全部を、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2021年9月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,547円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠すべきでない特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、本自己株式処分における処分株式数は、発行済み株式総数に占める割合が0.96%とその希釈率は軽微であると判断しております。

以上